

役員等報酬規定

社会福祉法人 しょうぶ会

社会福祉法人しょうぶ会

役員等報酬規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人しょうぶ会の役員及び評議員、選任解任委員また苦情対応第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは、理事及び監事をいう。
(以下より理事及び監事、評議員を役員等という。)

(役員等報酬及び実費弁償費の額等)

第3条 役員等の報酬の額については無償とする。

- 2 役員等が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行なった場合、実費弁償費は支払わないものとする。
- 3 役員等が理事会・評議員会(出席)以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。
- 4 監事が理事会・評議員会(出席)以外の日において、法人及び施設の指導検査への立ち会い及び運営状況の指導または監査の業務に当たった場合には、別表1により実費弁償費を支払うことができる。
- 5 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(選任解任委員及び苦情対応第三者委員の勤務報酬及び実費弁償費の額等)

第4条 選任解任委員及び苦情対応第三者委員(以下 委員 とよぶ)の報酬の額については無償とする。

- 2 委員が理事会・評議員会に出席したときは、別表1により実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行なった場合、実費弁償費は支払わないものとする。
- 3 委員が理事会・評議員会以外の日において、法人及び施設に係わる業務に当たった場合は、別表1により実費弁償費を支払うことができる。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員等及び委員が法人業務のため出張する場合は別表2により旅費等を支給することができる

- 2 業務遂行に必要な経費は実費を原則として支給できる。
- 3 旅費は実費を考慮して増額することができる。
- 4 旅費等は原則として、出張終了後に支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第6条 施設の職員を兼務する役員等は、この規定を適用しない。

(改正)

第7条 本規定基準の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

この規定は平成29年6月11日より適用する。

附則 この規定は平成30年4月1日より適用する。

別表1

	実費弁償費(1日)
理事長	5,000円
理事	5,000円
評議員	5,000円
監事	5,000円
苦情対応第三者委員	5,000円
選任解任委員	5,000円

別表2

	実費弁償費
旅費	実費
宿泊費	15,000円(一泊)
その他	実費